

バックアップ（安全寄託）に係る同意書

依頼者は、バックアップ（安全寄託）依頼書（以下「依頼書」といいます。）をもって独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（以下「バイオC」という）にバックアップ（安全寄託）を依頼するに当たり、以下の内容に同意します。

（用語）

第1条 「生物遺伝資源」とは、次の各号に掲げるものをいいます。

- 一 「微生物」とは、細菌、真菌、古細菌、ウイルス及び微細藻類（真核生物に属するもの）をいいます。
 - 二 「DNA」とは、デオキシリボ核酸及びデオキシリボ核酸をファージ等のベクター又は微生物に組み込んだもの（以下「組換え体」という。）をいいます。ただし、微生物の形質転換を目的として微生物にデオキシリボ核酸を組み込んだものは、微生物として取扱います。
 - 三 「原生生物」とは、動物、植物、微生物にも属さない真核生物のことをいいます。
 - 四 「コンソーシア」とは、複数の微生物又は原生生物のいずれか、又は両方から構成される生物遺伝資源群をいいます。
 - 五 「植物細胞」とは、植物を構成する細胞のことをいいます。
 - 六 「動物細胞」とは、動物（人を含む。）を構成する細胞のことをいいます。
- 2 「安全寄託資源」とは、バックアップ（安全寄託）の対象となる生物遺伝資源のことをいいます。
- 3 「分与」とは、保管期間中に安全寄託資源の一部を依頼者又は依頼者が指定する第三者に送付することをいう。
- 4 「返還」とは、保管期間終了時に安全寄託資源の全てを依頼者に送付することをいいます。

（バックアップ（安全寄託）業務の実施）

第2条 依頼者は、安全寄託資源について、保管に適切な状態でバイオCに提出することとします。

- 2 バイオCは、安全寄託資源に固有の番号（以下「管理番号」といいます。）を付して依頼者に書面をもって通知し、安全寄託資源を善良なる管理者としての注意義務を持って保管します。
 - 3 依頼者は、安全寄託資源に関して、機構に問い合わせ、通知等その他一切の連絡を行う場合には、前項によって通知を受けた管理番号を用いるものとします。
 - 4 依頼者が記載した依頼書の内容との整合性や安全寄託資源の安全性に疑義が生じた場合は、バイオCは、バイオCは依頼者に当該疑義について確認できるものとし、依頼者は異議なくこれに応じるものとします。ただし、送付された安全寄託資源が外部に漏洩している等当該疑義に対して緊急な対応が必要である場合には、バイオCは依頼者の同意なく、安全寄託資源の確認に必要な開封、培養、廃棄等の作業を行うこととし、作業後にその旨を通知します。
 - 5 バイオCは、安全寄託資源の受入れが不相当であると判断した場合、依頼を断ることができるものとし、依頼者は異議なくこれを受け入れるものとします。
 - 6 保管期間は年度単位とし、最長5年とします。ただし、初年度の保管期間は安全寄託資源の保管を開始した日から次の3月末日までとします。
- なお、依頼者の希望により最長5年毎の継続が可能です。

(手数料等)

第3条 依頼者は、本同意書に定めるバックアップ（安全寄託）の対価として依頼手数料及び保管手数料（消費税相当額を別途加算）を、安全寄託資源の送付前に支払うものとします。また、複数年度の契約の場合は、年度毎に保管手数料を当該年度開始前までに支払うものとします。なお、安全寄託資源の送料については、依頼者が負担するものとします。

2 初年度の保管手数料（消費税相当額を別途加算）は安全寄託資源の保管を開始した日から次の3月末日までの月単位（月の途中から保管を開始した場合、その月は1ヵ月とします。）で計算するものとします。

3 バイオCは、いかなる場合においても一旦受領した手数料及び消費税相当額は返還しません。

(安全寄託資源の分与)

第4条 依頼者は安全寄託資源の分与を希望する場合は、書面にてバイオCに依頼するものとします。ただし、分与先は日本国内に限ります。

2 依頼者は、安全寄託資源の分与を受ける場合、分与手数料（消費税相当額を別途加算）を、分与される安全寄託資源の送付前に支払うものとします。また、分与される安全寄託資源の送料については、依頼者が別途負担（原則として着払い）するものとします。

3 バイオCは、依頼者が書面で指定した輸送方法（常温又はドライアイス詰冷凍）に基づき分与を行った後に、分与報告書を依頼者に交付します。

(安全寄託資源の保管継続・返還・廃棄)

第5条 依頼者は、保管期間終了日の2か月前（保管期間終了日の属する年度の2月1日）までに、安全寄託資源の保管継続、返還又は廃棄についてバイオCに書面にて依頼するものとします。

2 前項の依頼の内容が保管継続の場合、依頼者は、保管継続に伴う保管手数料（消費税相当額を別途加算）を保管期間の終了前までに支払うものとします。また、バイオCは、新たな保管期間について書面にて依頼者に通知します。

3 第1項の依頼の内容が返還の場合、バイオCは依頼者が書面で指定した輸送方法（常温又はドライアイス詰冷凍）に基づき、無償で当該安全寄託資源を依頼者あてに送付します。

4 第1項の依頼の内容が廃棄の場合、バイオCは当該安全寄託資源を廃棄した後、廃棄が完了したことについて廃棄証明書を以て依頼者に通知するものとします。

5 第3項によりバイオCが安全寄託資源を返還するために依頼者に送付したにも関わらず、依頼者が安全寄託資源を受領しなかった場合、安全寄託期間終了後3か月以上依頼者と連絡がとれなかった場合又は保管期間終了後3か月以上依頼者から第1項に基づく依頼がなかった場合は、バイオCは安全寄託資源を廃棄します。この場合、バイオCは廃棄証明書を発行しません。

(依頼者の地位及び権利の譲渡禁止)

第6条 依頼者は、バックアップ（安全寄託）によってバイオCに対する一切の依頼者としての地位、権利及び義務を第三者に譲渡することはできません。ただし、民法、商法等の規定により相続人、合併の相手方等の第三者に対して包括承継された場合を除きます。

2 包括継承された場合、依頼者は速やかにバイオCにその旨を通知するものとします。

(契約の解約)

第7条 依頼者は、保管期間中の途中解約を希望する場合、バイオCに対して書面にて依頼するものとします。途中解約に基づく返還又は廃棄の各手続きについては、第5条第3項以降を準用するものとします。

- 2 バイオCは、以下の事由が発生した場合、本契約を解約します。
 - 一 バイオCが依頼者に対して3か月の猶予期間をもって書面で特段の事情により解約する旨を通知した場合
 - 二 バイオCが依頼者に連絡を試みたにもかかわらず、3か月以上にわたって依頼者と連絡を取ることができない場合
 - 三 依頼者が本同意書の規定に違反し、バイオCの相当の期間を定めた催告にもかかわらず義務を履行しない場合
 - 四 第9条に基づく譲渡・移管において、依頼者が当該譲渡・移管を認めない場合
- 3 前項第一号、第三号又は第四号に基づき解約した場合、バイオCは速やかに安全寄託資源を依頼者に返還します。この場合の手続きは第5条第3項を準用するものとします。
- 4 第2項第二号に基づき解約した場合又は前項によりバイオCが安全寄託資源を返還するために依頼者に送付したにもかかわらず、依頼者が安全寄託資源を受領しなかった場合、バイオCは当該安全寄託資源を廃棄します。この場合、廃棄証明書は交付しません。

(書面の再交付)

- 第8条 依頼者は、バイオCから交付された書面の再交付を希望する場合は、書面にてバイオCに依頼するものとします。
- 2 依頼者は、再交付を受ける場合の手数料(消費税相当額を別途加算)を支払うものとします。

(バイオCによるバックアップ(安全寄託)業務の譲渡・移管)

- 第9条 バイオCは、依頼書及び本同意書に基づくバックアップ(安全寄託)業務を包括的に第三者に譲渡し、又は依頼者に対して有する業務受託者としての地位、権利及び義務の全部又は一部を譲渡することができるものとします。

(バイオCの免責)

- 第10条 バイオCは、本同意書に基づき行う業務について、故意又は重過失により本生物遺伝資源を死滅させ、変異させ、分解させ、紛失し又は盗難にあった場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 バイオCが負担する損害賠償責任は、対象となる識別番号に対し依頼者から現実に受領した保管数料の金額を上限とします。

(依頼者による保証)

- 第11条 依頼者は安全寄託を依頼する安全寄託資源が本同意書でいう生物遺伝資源に該当すること及び次の各号に該当しないことを保証します。
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第6条第20項、第21項、第22項、第23項に定められる一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等又は四種病原体等
 - 二 家畜伝染病予防法第46条の21に定められる監視伝染病病原体(家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体)
 - 三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)第12条に基づく「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等にあたって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年1月29日文科科学省・環境省令第一号)第4条第一号」に定められる拡散防止措置がP3レベル以上を必要とする遺伝子組換え生物等
 - 四 麻薬及び向精神薬取締法第2条第四号に定められる麻薬原料植物に相当する微生物

- 五 国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定められるバイオセーフティレベルが3以上のものである微生物
 - 六 第一号から第五号に掲げるもののDNA
 - 七 第一号から第五号に掲げるものを含むコンソシア
 - 八 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に定められる人体から取得された試料
 - 九 人体及び環境に害を与えるもの又は害を与える可能性がある物質等
- 2 依頼者は、依頼書の記載が事実と異なる場合、記載されるべき内容が記載されていない場合、前項の各号に掲げる生物遺伝資源に該当する場合又はその他依頼者が本同意書に違反している場合のいずれかに起因し又は関連して発生した損害について、一切の責任を負います。
- 3 依頼者は次の各号のいずれにも該当しないことを保証します。また、その確認のため、千葉県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）
 - 二 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が反社会的勢力である者
 - 三 反社会的勢力が経営に実質的に関与している者
 - 四 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
 - 五 反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 六 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 4 依頼者はバイオCから本依頼について問合せを受けた内容に関して虚偽なく答えます。

（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

第12条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議）

第13条 バイオCと依頼者は、本同意書に定めのない事項及び本同意書の解釈に生じた疑義について誠実に協議するものとします。

以上